

古代対馬の
郡郷制序説

対馬歴史民俗資料館報

永留久惠

対馬の国（島）名については、前に「対馬国名沿革」を書いたことが

幾多の異説があつてまだ決着をみて
いない。

仁位ではないかと説いている。仁位
浅海は玉貝の产地で、ニイの地名を

のはよいが、ただし下県郡としているのはいただけない。そこで所在不

ある。対馬が北部を上県、南部を下県と呼ばれた由来についてもその時
県とされたが、律令制施行により、この

この『和名抄』記載の郡・郷について、郷土史学の先達陶山訥庵は、名著『津島紀略』（元録一二年序、享

瓊と解すれば、和多都美神社の鎮座地でもあることから、多くの支持を得たことは確かである。

明の向日を何日の誤記とみて、仁位に比定した説が面白い。また「地理志料」は、向日は日高の錯倒とみて

上・下の県が「郡」となり、^{上・下の}縣郡
下県郡という。この両郡管内の郷に
ついては『和名抄』に見える下県郡
五郷（伊奈、向日、久須、三根、佐

保二年改訂において、先ず「和名抄」の郡名は上県と下県が反対になつてゐる誤りを指摘し、次に記載された九郷名で、玉調タマツバと向日だけが現

この訥庵が指摘した郡名の誤りには誰も異存があろうはずではなく、錯誤を正して読むのが定説となつてい る。また玉調卿を仁位とする説は、

比田勝を日高津とし、その郷域は島の北部、近世豊崎郷の地に比定している。なお向日は間日^{とひ}の誤りとみて豊に比定した説もある。

護)と、上県郡四郷(加志、雞知、玉調、豆駿)の外、二・三の脱漏が指摘され、その郷域比定についても

在の村名にないことから、これは地名が変わったものとみて、「後世、その旧号を失し、新号を称するものな

『大日本地名辞書』(吉田東伍)に容れられたが、これには上・下の郡界を誤認した重大な問題がある。

以上の研究史を踏まえて、筆者は以前考古資料より考察した小論を草し、「古代史の鍵・対馬」(一九七五)

第11号
昭和63年2月

近世仁位郷は下県郡に屬しているが、古制では上県郡に屬していたはずで、そうなると下県郡にあつた玉調郷を仁位に比定するのは無理ではないかとして、訥庵が否定した玉浦を見直したのは、「対馬島誌」の編者（日野清三郎）である。

年)に挿んだが、その要点は、玉調浦で古代遺跡を発掘調査した資料から、この地が古代玉調であり、その東北部に一郷補う考え方を示唆したが、以来持論として増幅してきた。その後『長崎県史』古代史編(竹内理三)において、玉調郷については筆者の説も取り上げられ、諸説並記されたうえで、

旧・高月村説と、仁位村説と、

玉調浦説と、三者いずれもその論拠に甲乙はつけがたい。後日の検討を待たねばなるまい。

と結ばれている。そこで自説を補強再構築した論考を用意したが、近くそれを出す手筈となり、この小稿はそれの序説である。

本論では、先ず上・下の郡界を史料によつて確定し、そのうえで玉調郷の問題を整理する。次いで平安期の史料によつて与良郷の存在を証し、また中世史料より類推し当地の考古資料と、地理的・歴史的環境からみて、中世の佐須郡、仁位郡、豊崎郡が、古代の郷として存在した蓋然性を説明したい。

そして、各地域の古代遺跡と、歴史地理的情况から推して、それぞれ

の郷域内の古代村落を分析し、およその戸数を推計した。そのうえで、上県郡六郷、下県郡六郷の配分が、

最も均衡のとれた形になることを図表によつて説明したい。

改印のない皿秤

日野義彦

江戸時代、將軍の代替りごとに、巡檢使が全國に派遣され、治政の状況を監察した。巡檢使とことなり、經濟掌握の度量衡の秤忽改めを、幕府は秤座に命じた。

承応二年(一六五三)、幕府は江戸の守隨氏・京都の神氏を秤座に公許した。そして守隨氏に東国、神氏に西国の各々向けの秤製造・販売の独占、さらに秤検定の改めの際、悪秤の没収等の権限を賦与した。

西国対馬の秤改めは京都秤師神善四郎名代によつて、明和七年(一七七〇)、享和元年(一八〇二)、天保四年(一八三三)、嘉永元年(一八四八)、対馬の府中(巣原)で実施された。

神善四郎は寛保三年(一七四三)、

最も均衡のとれた形になることを図表によつて説明したい。

四郎秤以外は出さぬこと。緒が切れたのを自分で修繕していれば、取り除いて出すこと。秤改めの者が緒をつけ修理する。ただし価をとる。上方(京都・大阪)の問屋から毎年売渡しの秤が多いのに、少数と尋ねたら、日本の秤を朝鮮の人人が重宝がつて望むので、朝鮮渡りが多いと答える。宿の問屋は勿論、うかつな話、特に朝鮮筋の話をしないこと等、細心の注意を払うようにとあつた。

その頃、大阪役から京都秤師名代一行の風聞が届いた。善四郎真作以外の偽作秤類は、残らず廃棄する。城下・郷中何百丁と出させた後、探し出しては難題をいう。このようなことは何処の国でもある由。待遇如何によつては、旅籠・人足代等に損失をあたえる。御賢慮の前ながらもと、伝承の趣を報じている。

藩は種々検討の末、秤改めの一行為と折衝の年行司(町年寄)に、名代等の質問を予想して、次のような応答覚を渡して対処した。例えば、秤類はおよそどの位あるか。当国は小国である。殊に近年二度(宝歷九・同十二)の府中の大火で焼失の秤類が多く、数がすくない。

御家中は如何に。当国は金・銀の通用がなく、錢通用である。必要な

時、商人が持参して用をさばいてくれる。皿秤は千木・秤同様に所持しない。

郷村は如何に。家中と同様、田舎から売出す品物は府中（巖原）へ持ち上って問屋ではかる。商人が郷村へ下つて物を調べる際、千木等を持ついくので、殊の外数が少ない。寺社方は如何に。是も家中同様。金・銀の通用のないが、通用はいたつて稀になどと改つたが、このような予想問答が先例となり、享和・天保・嘉永の秤改めに承継された。

秤改め期間の天保の二カ月は例外で、普通一カ月。人数は名代・役人・小者の七名乃至八名・薩摩・大隅・日向・豊後・肥前の巡国後、来島している。装束は、明和を例にとれば、七人中四人は帶刀、残りは脇差の姿である。一行は葵の御紋の皮覆樹の小箱、葵の御紋付の下に御朱印と書かれた大きな札を持って上陸と船改所は記している。

秤改めの際、出された数は明和の二二四丁。修理は二一二丁で、新調は一一〇丁。天保の改数は一五五丁。修理一三一丁、新調二六丁である。改めに出される秤類、新調する数が少いのに、秤改め名代は毎回当惑した。特に天保時はなやんだ。前回

享和時の郷村改数は二三〇丁余、今は二四丁と余りにも少く不釣合である。国元に帰る訳にはいかぬと、町奉行を通じて御郡奉行に申し入れた。郷村で秤類を所持しない村は、小千木のはかり二丁宛の二〇〇丁、できなければ、各郷五丁宛の四〇丁の新調割当を要望した。御郡奉行は只今の郷村の有様では新調はできない、必要な時は問屋で用向きを達するので不必要ことわる一幕があった。

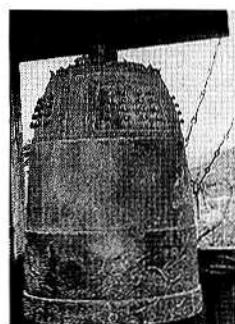
秤改めの際、名代一行に藩はどのように配慮したであろうか。秤改め所の部屋・旅籠を改裝修繕の上、器物・夜具を借りて渡した。旅籠代は享和時六割、天保時は七割も負担した。さらに享和時から大阪迄の帰路の舟賃、船中用賃を出す等、秤改めに差し出す諸秤の数、新調の申込みの少いのに、種々と便宜をはかった。接遇の心労、費用負担はおびただしかった。

本館収蔵の皿秤の皿に御秤屋神善四郎・錘に神善四郎の極印がうつてあるが、改印はない。無印の秤は対馬藩が秤改め名代一行にとつた対応を語りかけるようである。

発願人の同寺住持雲梯和尚は、この銘文の末尾に「欲鉄鉢鐘以啓發濁世之昏暗」と記して、発願の動機と自らの悲願を述べ、その志を今日に伝えていた。宗家文庫の寺社の古い御判物写のなかに、島主や郡主家から、この和尚に与えられた寄進状等

注文中の鐘が、翌三年の七月に上方から到着したので、山伏三人に命じて淨めの祈禱をさせ、且つ一〇八のつ・き初めを済ませた上、さらに日柄を選んで、九月六日から毎日つかせることにしたとある。

ところが、この平馬場の打廻番所



清玄寺鐘由來考

長郷嘉寿

の判書がかなりみられ、西福寺（西泊）や東泉寺（仁位）もその末寺として、彼に進ぜられていたことなどから、その当時、彼は上下の崇敬を集めていた有徳の善知識であつたことが察せられる。

以来、この大鐘は、清玄寺のつき鐘として、朝夕その清らかに澄んだ美しい音色を、静かな山里の空に響かせることになる。

さて、話題は一変するが、それから一九〇余年後の寛文二年（一六六二）、時の藩主宗義真（天龍院公）は、府中（現巖原町）平馬場に鐘楼を設けて、市中に時刻を知らせることにした。藩庁日記によれば、かねて

よく知られているように、当館所蔵の清玄寺ゆかりの梵鐘は、国指定の重要文化財であり、その銘文によって、応仁三年（一四六九）に仁位郡（現豊玉町）の清玄禪寺（後世天台に改宗）の鐘としてつくられ、鋳工は筑前葦屋の金屋大工大江貞家らであることが知られる。

注文中の鐘が、翌三年の七月に上方

から到着したので、山伏三人に命じて淨めの祈禱をさせ、且つ一〇八のつ・き初めを済ませた上、さらに日柄

報 館 資 料 民 俗 歴 史 馬 対

の時鐘は、その後享保一九年（一七三四）四月一日の大火によつて焼失する。藩では、止むなくお城の矢倉の大太鼓を湯嶋天神に据えて打たせたが、「太鼓は遠音さし申さず」と大変不評であった。そこで、当時万松院の鐘楼に掛けられていた、元清玄寺の梵鐘を時鐘に用いることにし、万松院には代りに立龜庵の梵鐘を掛けるよう申し渡した。そして、府中の市ヶ峰（現測候所）には新たに鐘楼が建てられ、万松院から運ばれた元清玄寺の鐘が掛けられ、同月二日から時を告げることになる。市ヶ峰の「鐘つき堂」の起りである。

以上は、藩庁日記によつて把握す

ることのできる元清玄寺鐘の動きの

あらましであるが、「新対馬島誌」以

下新島誌と略称）にも、ほぼ似たよ

うな内容の記述があり、同誌には更

に「この鐘もとは仁位清玄寺の什物

であった。享保一一年、万松院が焼

けたので末寺の鐘をかけていたのを

ここに移したものである」と明記さ

れている。つまり「享保一一年（一

七二六）の火災で万松院が焼け、（そ

の時梵鐘も焼失したので）末寺（清

玄寺）の鐘をかけていたのを、（今回）

ここ（市ヶ峰）に移したものである」

という訳であろうから、つまるところ

るは「享保一年の火災の際に清玄寺から移した」と述べているのである。なるほど、藩庁日記によれば、この年四月二三日の夜半の万松院の火災で「御佛殿、本堂、庫裏廻不残焼失」したとあり、宗家歴代の位牌の一部や天龍院公の木像も灰燼に帰したとある。けれども、鐘楼や寺鐘が焼失したという記事をみると、それができないから、この時に万松院の寺鐘が焼失したとは考えられ難い。そこで、若しこの時寺鐘が焼けていないとすれば、清玄寺の鐘を移す必要は無いことになるから、その八年後の享保一九年に、それを市ヶ峰の鐘楼に移すことは出来なかつた筈である。しかし、実際には前記のとおり享保一九年に市ヶ峰に移されているのであるから、この鐘は、その以前のある時期に、仁位から万松院に移されていなければならないことにならなかつた。

こう考へると、筆者には長い間、新島誌のいう享保一年の元清玄寺鐘の万松院への移転説が妙に気になつてならなかつた。

これこそ、元清玄寺鐘が万松院に運ばれて、その鐘楼に掛けられた事実を伝えた記事である。この前年の卯月五日の記事に、権現堂と万松院建立の普請を始める旨の記述があつて、万松院の現在地に新しい堂宇が営まれたことが知られるので、その翌五年に仁位から移された梵鐘が、新しい鐘楼に掛けられたとする右の記事は十分にうなづける。

清玄寺鐘の鋳造地を筑前葦屋とするものがあるが、地元古来の伝承や「笠剣奇聞」の記述に従って、対馬仁位とするのが妥当であろう。

また、諸資料に「測候所の時鐘」とするものもみられるが、鐘つき堂と測候所とは直接の関係はない。たゞまその所在地に、後世測候所が設けられ、結果的に同一場所に位置したというに過ぎないのである。



さて、この梵鐘は、対馬の代表的な文化財の一つとして、最近各種の出版物に載せられることが多いが、それらの解説や紹介文は、その殆どが新島誌の所説によるもので、公的機関発行の資料もまたこれと軌を一致して振ぶところがない。今回敢てこの一文を草する所以である。

最後に、次の二点を付記して参考に供したい。

清玄寺鐘の鋳造地を筑前葦屋とするものがあるが、地元古来の伝承や「笠剣奇聞」の記述に従って、対馬仁位とするのが妥当であろう。

また、諸資料に「測候所の時鐘」とするものもみられるが、鐘つき堂と測候所とは直接の関係はない。たゞまその所在地に、後世測候所が設けられ、結果的に同一場所に位置したというに過ぎないのである。